

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 FD 委員会規程

(設置)

第1条 大学院医療保健学研究科の教員の資質の維持向上並びに教育の質の向上を図るため、大学院医療保健学研究科FD（ファカルティー・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の研究力・教育力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員
- (2) 大学院事務長
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(委員の任期)

第4条 前条1号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は次の事項を審議立案する。

- (1) 授業内容・方法の改善
- (2) 研究推進体制の整備
- (3) 各種研修会、研究会の実施
- (4) 外部研究費の導入の推進
- (5) その他FDに関する事項

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置く。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、大学院事務室が行う。

附 則 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。